



公益社団法人

広島西法人会会報

第292号
(通巻340号)

7 2026
月



戦前の相生橋

写真：広島県立文書館蔵

広島の移りゆく風景



法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。

法人番号は、株式会社などの法人等に指定される13桁の番号で、個人番号（マイナンバー）とは異なり、原則として公表されどなたでも自由に利用できます。

法人番号の表記にご協力ください。



～法人会は良き経営者をめざすものの団体です～

【広島西税務署管内】

公益社団法人 広島西法人会

法人番号：3240005012724

広島市西区大宮1丁目27-4 電話 237-4720

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/hiroshimanishi>

E-mail: hwca@nifty.com

FAX 237-0908



法人会ホームページ



自宅やオフィスの
パソコンから、
イータックス。

e-Tax してますか みんなで電子申告をしましょう!!

第15回 通常総会

令和8年度活動方針

- ・公益法人に相応しい組織・財政基盤の再構築を！
- ・「法人会の理念」に則り地域の発展に寄与する公益性の高い事業活動を！
- ・組織の適正な運営を！



挨拶 三島豊会長



祝辞 高木俊之署長

去る6月3日オリエンタルホテル広島において第15回通常総会が開催されました。当日の議案は、審議事項として第1号議案 令和7年度収支決算報告書承認の件が上程され賛成多数で可決されました。そして(1)令和7年度事業報告書について(2)令和8年度事業計画書について(3)令和8年度収支予算書について(4)自主点検チェックシート・ガイドブックについても報告がありました。

令和8年度も、公益法人に相応しい法人会組織、財政基盤の再構築と、「法人会の理念」に則り、会員の研鑽、納税意識の高揚に努め、地域企業の健全な発展並びに地域社会への貢献に資する事業の展開を活動の基本的指針として取り組んで参ります。

また、昨年度は今後の会の適正な運営のため年会費規定の見直しを行い、2月には臨時総会を開き定款の変更を行いました。今年度もこれまで通り「税のオピニオンリーダー」として法人会の公益性を高めることを意識した税の啓発活動を行い、e-Taxの普及推進に加えダイレクト納付の普及と地方税の申告・納税についてもeLTaxの利用推進についても協力し、e-Tax、eLTaxでの申告においては、申告書のみならず附属書類、法定調書等の利用も推進いたします。その他、国税庁が後援する、企業の税務コンプライアンス向上に役立つ「自主点検チェックシート」も昨年度リニューアルされ、その利用も推奨いたします。

租税教育においては、小学6年生を対象とした「租税教室」、「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、青年部会と女性部会が連携を図り積極的に管内の出来るだけ多くの小学校に参加していただけるよう、次代を担う子供たちに「税」についての啓蒙活動を行います。

以上の通り、今年度も各種事業を充実させていく予定です。皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

記念講演会

総会に先立ち行われた記念講演会では、元参議員議員の佐藤正久氏に『激動する国際情勢と日本の安全保障政策』～緊迫する中東アジア情勢と日本の防衛～という演題で講演していただきました。

講師の佐藤先生は、約25年間陸上自衛官として勤務され、その間、国連 PKO グラン高原派遣輸送隊初代隊長、イラク先遣隊長・復興業務支援隊初代隊長、第7普通科連隊長、福知山駐屯地司令などを歴任された後、平成19年に参議院議員に初当選され3期お務めになりました。“ヒゲの隊長”としてテレビのご出演も多いのでご存じの方も多いと思います。

講演会では、日本経済にも大きな影響を及ぼしているアメリカとイランの戦争の現状と今後の見通しや、問題になっている日本の自衛隊が現在おかれている立場についてお話をいただきました。

広島西法人会では、著名人をお招きしての講演会を随時開催致しますので積極的なご参加頂ければと思います。



会場の様子



講師 佐藤正久氏



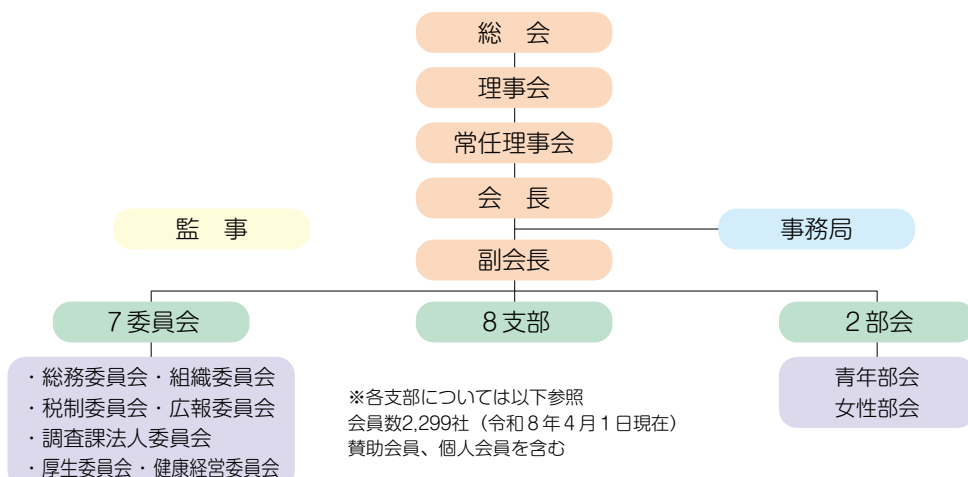
私たちと一緒に社会に貢献出来る仲間をご紹介します
(公社) 広島西法人会では、会員増強に取り組んでいます。

会員企業のお知り合いの方で法人会にご加入されていない方がおられましたら、是非、支部役員、事務局までご紹介ください。法人会は70年の歴史を持つ、約70万社が加入する経営者の団体です。税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。また、各種研修会、情報誌やセミナーなどを通じて、企業経営に求められる知識、情報を提供しており、これらの研修をはじめ各事業に参加することで、様々な業種の経営者と知り合い、事業展開のヒントを得るチャンスにもなります。

公益社団法人 広島西法人会 事務局

〒733-0007広島市西区大宮1丁目27-4 TEL082-237-4720 FAX082-237-0908

公益社団法人広島西法人会 組織



支部	正副支部長	町名	支部	正副支部長	町名
大手・千田	支部長：ひろしま管財(株) 川妻 利絵 副支部長：キョーリツ(株) 佐古 隆司 会員数：194社	大手町・千田町 紙屋町2丁目 南千田東町・南千田西町	庚午	支部長：(株)ハイエレコン 上田 康博 副支部長：(株)ナナツマチ 坪内 昭吉 会員数：230社	庚午北・庚午中・庚午南 井口町・井口・井口鈴が台 井口台・鈴が峰町・草津本町 草津南1～3丁目・草津東 草津浜町・草津梅が台・高須 古江東町・古江上・田方 山田町・山田新町・古江西町 古江新町
本川	支部長：(株)藤田商店広島支店 藤田 敏幸 副支部長：(有)このみや 藤原 克実 会員数：335社	本川町・十日市町・堺町 猫屋町・土橋町・榎町 小網町・吉島東・吉島西 南吉島・吉島新町・光南 中島町・住吉町・加古町 吉島町・羽衣町 広瀬北町・広瀬町 寺町・西十日市町	江波・舟入	支部長：平賀金属工業(株) 平賀 哲朗 副支部長：西村黒鉛(株)広島支店 真部 哲 会員数：205社	江波本町・江波東・江波西 江波二本松・江波南 江波栄町・江波沖町 舟入川口町・西川口町 舟入南・江波東・江波西 河原町・舟入町・舟入中町 舟入本町・舟入幸町
観音	支部長：田中食品(株) 田中 岳子 副支部長：(株)池久保電工社 池久保典也 会員数：313社	観音町・東観音町 西観音町・観音本町 南観音町・南観音 観音新町・天満町 上天満町・福島町 都町・小河内町	中広	支部長：広川(株) 廣川 正一 副支部長：(株)信永産業 吉野 篤敬 会員数：375社	中広町・大芝・大宮 大芝公園・楠木町・三篠北町 新庄町・三篠町・横川町 横川新町・三滝町・三滝本町 打越町・竜王町・山手町
己斐	支部長：梅田(株) 梅田 一成 副支部長：(株)広田造園 廣田 昭 会員数：103社	己斐本町・己斐東 己斐中・己斐西町 己斐上・己斐町 己斐大迫	商工センター	支部長：(株)古昌 古本 由美 副支部長：(株)ヒロカ 岸本 充雄 会員数：301社	商工センター 井口明神・草津新町 草津南4丁目・草津港

令和7年度の収支決算報告並びに、事業報告、令和8年度の収支予算、事業計画については、
広島西法人会のホームページをご覧ください。

Q 広島西法人会 検索

地域の豊かな食文化を育む 総合食品卸売業 中村角株式会社 http://www.nakamurakaku.co.jp/ 本社／広島市西区草津港1丁目3番3号 TEL 082-501-2000 FAX 082-278-8828 営業拠点／福岡・大分・岡山		な か よ し ん だ も く ごと。 も も する NAKAYOSHI ENGINEERING	
法人番号	4240001007941	法人番号	6240001007956

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。	・「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
・地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。	・オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

【事業承継税制】

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。	・法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

【消費税制】

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。	・免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

【所得税】

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
・ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方を含め、制度設計の見直しが欠かせない。	・寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、使途を公表することとなりました。また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
・薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。	・対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

【地方税】

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
・固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。	・家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。

第49回 新入社員早期戦力化セミナー

今年度の新入社員早期戦力化セミナーを、新卒者と若手社員の方を対象にして、19名の皆さんをお迎えして4月6日、7日の二日間で開催致しました。

ここでは受講生の中から3名の方の感想文をご紹介します。



ヒロテツ工業株式会社
芹 川 亜沙美

私は今回の新人研修を通して、社会人としての基礎や仕事に対する姿勢、そして生産性を意識した行動の重要性について改めて考え、学ぶことができました。特に、報告のタイミングや支持の受け方、メモの取り方といった基本的な行動が業務の効率に大きくかわることが印象に残っています。研修では、言われる前に報告すること、自分で考え行動すること、そして相手に伝わるようにしっかりと受け答えることの大切さについて学びました。報告が遅れてしまうと周囲の判断にも影響を与えてしまうため、自ら行動する姿勢が重要であると感じました。また、指示を受ける際には、その場ですぐにメモを取り、確認をして内容を整理することの重要性についても理解を深めることができました。メモを取ることで認識のずれを防ぎ、結果としてミスの防止や業務の効率化につながると考えています。今回の研修で得た学びや気付きを活かし、今後は主体的に行動しながら、正確な報連相を心掛けていきたいと考えております。そして、生産性が高い働き方を意識し、信頼される社会人を目指してまいります。



株式会社ダイセック
小 林 樹 生

今回の新入社員早期戦力化セミナーに参加し、社会人として必要な基礎知識や考え方を体系的に学ぶことができました。1日目の税の役割に関する講義では、普段意識することの少ない税金が社会を支える重要な仕組みであることを理解し、社会の一員としての自覚を持つきっかけとなりました。また、「自由に生きるためにはある程度の勇気が必要である」という講義では、自ら選択し行動することの大切さを学び、今後のキャリアを考える上で非常に印象に残りました。さらに、ビジネスマナー講座では、挨拶や言葉遣い、立ち居振る舞いなど基本的な所作の重要性を再認識しました。2日目の講義では、自分の人生の主役は自分自身であるという意識を持つことの大切さを学び、主体的に行動する姿勢の重要性を感じました。加えて、ビジネス文書の作成に関する講義では、相手に分かりやすく正確に伝えることの重要性を学び、今後の業務に直結する内容であると感じました。今回の学びを今後の業務に活かし、早期に職場へ貢献できるよう努力していきたいです。



株式会社花満
菊 本 陶 生

2日間、新入社員早期戦力化セミナーを受講し、新入社員としての心構えと社会人としての基礎をしっかり学ぶことができたと感じています。私は営業職としての採用のため、ビジネスマナーの指導が特に為になった。接客時は自身だけでなく、会社全体の評価を背負って対応する必要があるため、正装、言葉遣いなどをより意識するべきであると再認識できた。またその中で、敬語や謙譲語の使いどころ、失礼のない言葉遣いができているかどうかを復習も兼ねて学べ、

自身の誤った理解を改善する機会にもなった。応接マナーについては、詳しく教わった経験がなかった為、今回の指導で詳しく学ぶことができ、とてもためになった。今後、目上の方やお客様の応接をする際は、無礼のない行動を心がけ、より親密なコミュニティの形成を目指していきたいと考えている。社会の先輩方から様々なお話を聞かせていただき、自身のあり方、これからどうなりたいかについて考えることができた。中でも今回講演に来てくださった谷口さんの話を拝聴し、この先壁にぶつかったとしてもどう乗り越えるか、その過程を大切にしていこうという心持ちを自身に持つ事ができたと感じている。

青年部会・女性部会総会

去る4月24日、青年部会第45回定時総会と女性部会第42回通常総会がホテル広島サンプラザで開催されました。両部会とも議案は満場一致で可決され、青年部会では高藤孝一部会長、女性部会では古屋由利子部会長の任期2年目がスタートしました。

総会後に開催された記念講演会では、ヴィクトワール株式会社の代表取締役 中山卓士様を講師にお迎えし「ヴィクトワールの立上げとこれから」というテーマでお話を頂きました。

令和8年度 青年部会

役 職	氏 名	会 社 名
部 会 長	高藤 孝一	(株)ファーストスタッフ
直前部会長	瀬尾 淳	(株)広瀬印刷
監 事	青山 和之	青山装飾(株)
監 事	小島 隆司	(株)栗本ホールディングス
監 事	富廣 龍吉	(株)ピースコネクト
運 営 専 務	福田 亜見	社会保険労務士法人 新風
副 部 会 長	中吉 一平	中吉エンジニアリング(株)
副 部 会 長	伊藤伸一郎	(株)イトー
副 部 会 長	清水 咲	メットライフ生命保険(株)
副 部 会 長	竹本 新	(株)ヒロツク



来賓 高木俊之の広島西税務署長



高藤孝一青年部会長



古屋由利子女性部会長



講師 中山卓士氏

令和8年度 女性部会

役 職	氏 名	会 社 名
部 会 長	古屋由利子	西和興産(株)
副 部 会 長	北垣内滋子	(株)大成部品
副 部 会 長	酒井 朋子	(有)酒井計算センター
副 部 会 長	古本 由美	(株)古昌

インターネットセミナー セミナーオンデマンド ★ 4月分 月間視聴ランキングBEST2 ★

月間視聴ランキング BEST 2

1

カスハラ対策の進め方

人財育成コンサルタント
株式会社 Fine HR 代表取締役

一般経営

津田 典子



カスハラ対策の義務化が迫る中、企業には「従業員を守る指針」の整備が求められています。適切な対策を実施することで従業員が安心・安全に働ける組織となり、業績向上にも繋がります。本セミナーではその第一歩として、顧客対応企業が押さえておくべきポイントや導入によるメリットをお伝えします。

2

ビジネスマナー基礎講座

マナー・コミュニケーション研修講師
アカデミー・なないろスタイル

研修・人材育成

樋口 智香子



社会人としておさえておきたいビジネスマナー。美しい所作は相手に好感を持たれるだけでなく、自分の心が整い仕事への集中力が高まります。言葉遣いや敬語のルール、訪問時のマナー、来客応対、電話対応など、社会人に欠かせない基本的所作をお伝えします。

二〇二六年四月の再生回数を集計

再生数 22321回

再生数 10524回

広島西法人会のホームページ
から視聴ください。

地域社会貢献活動

本年度も法人会の地域社会貢献活動として、小学6年生を対象にした租税教室が始まりました。また、租税教室の開催に併せ女性部会が行っております「税に関する絵はがきコンクール」の参加呼びかけも行っております。管内小学校の26校の

内、租税教室は25校、絵はがきコンクールについては19校とそれぞれ昨年よりも多くの小学校にご参加頂く予定です。今年度も青年部会では、より分かりやすい租税教室を目指し、教材に工夫を凝らして開催致します。

令和8年度の租税教室参加校

天満小学校	吉島東小学校	舟入小学校	観音小学校	江波小学校
三篠小学校	庚午小学校	井口小学校	古田小学校	本川小学校
神崎小学校	古田台小学校	井口明神小学校	己斐小学校	大芝小学校
己斐東小学校	鈴が峰小学校	中島小学校	山田小学校	己斐上小学校
吉島小学校	高須小学校	井口台小学校	草津小学校	南観音小学校

令和8年度の「税に関する絵はがきコンクール」参加校

吉島東小学校	観音小学校	江波小学校	庚午小学校
井口小学校	本川小学校	神崎小学校	古田台小学校
井口明神小学校	己斐小学校	己斐東小学校	鈴が峰小学校
中島小学校	山田小学校	己斐上小学校	高須小学校
井口台小学校	草津小学校	南観音小学校	



豊かな環境を創造する総合建設会社



株式会社

共立

代表取締役 沖元 周二

〒730-0051 広島市中区大手町 4-6-16

TEL 082-246-4151 FAX 082-243-1870

info@kyoriz.co.jp https://www.kyoriz.co.jp/

法人番号

2240001020913

有限会社 栗川商店



料亭 栗川

代表取締役 栗川 茂

〒730-0052 広島市中区千田町 3 丁目 2-3

TEL 082-245-2854 FAX 082-241-9318

user@kurikawa.com https://www.kurikawa.com

法人番号

4240002005168

我が社のPR! vol.71

法人番号	4240001066137
会 社 名	サンゴウォーター株式会社
代 表 者	代表取締役 森山泰治
住 所	広島市中区舟入本町1-1-1005
事業内容	ウォーターサーバーのレンタル



代表 森山泰治氏



1. 会社の沿革

令和8年2月2日設立

2. 取扱い商品と業務内容

「海人ぬ宝」の浄水型ウォーターサーバーの代理店を主な事業としております。法人化したばかりですが、代理店としては9年目。

3. 自社の強み

強みとしては、まず宅配ボトルではなく浄水型ということ。他社にはないサービスとしてサーバーを清潔に保つために定期メンテナンスを行います。そして「海人ぬ宝」という名前の通り、沖縄サンゴを使ってろ過する、新しい形のウォーターサーバーです。沖縄サンゴ入りのカートリッジをお水が通る際にカルシウムなどのサンゴミネラルがプラスされます。山の天然水のような爽快

感のある、まろやかで美味しいお水がでかかります。

1カ月お試して使うことができますのでお声がけください。

4. 私の趣味

ゴルフ・登山・鮎釣り

5. 法人会に一言

会員交流の場がただで有難いです。

法人番号	7240001007385
会 社 名	株式会社日進ブンセイ
代 表 者	黒河博樹
住 所	広島市西区横川新町12番11号
事業内容	事務用品、学用品、事務機、オフィス家具の販売、内装工事、ECサイトビジネス、企画設計



代表 黒河博樹氏



1. 会社の沿革

1982年6月 事務用品販売を目的とし広島市西区に設立

1987年7月 事業拡張のため西区庚午に移転

2007年3月 有限会社日進堂と業務提携により中区八丁堀に移転、株式会社日進堂に社名変更

2012年8月 本店住所地を広島市横川新町に移転

2013年12月 事業拡張のため有限会社ブンセイと合併、社名を株式会社日進ブンセイに変更

2024年5月 株式会社FORDECホールディングスのグループ会社となる

2026年2月 事業拡張のため株式会社きむらと合併

2026年3月 事業拡張のため園田商事有限会社からの営業権譲渡

2. 取扱い商品と業務内容

「ファースト・コール・カンパニー（真っ先に声をかけてもらえる企業）」をビジョンに掲げ、地域に根差した企業ならではの迅速かつ柔軟な対応力を強みとしております。お客様の満足を第一に、人が「働く・学ぶ・

集う」それぞれの空間（オフィス、学校、公共スペース等）における事務用品・家具の販売から内装工事、ECサイトビジネスまで、最適な環境をトータルデザインいたします。

3. 自社の強み

「FORDECホールディングス」のグループ企業として、安定したバックボーンと、変化に強い多様なソリューション力を有しています。

皆様の真のパートナーとして、信頼に全力で応え、挑戦を続けながら地域社会へ貢献してまいります。

4. 私の趣味

ゴルフ、野球観戦

5. 法人会に一言

激動するビジネス環境の中、正しい税知識の普及と健全な発展を支え続ける皆様の結束力と行動力は、広島の大きな活力源です。

今後も会員同士の強固なネットワークと絆を活かし、時代の変化に柔軟に対応しながら、共に未来を切り拓いていけることを応援しております。

次回予告：10月号は、商工センター支部・大手千田支部の会員企業が登場の予定です。

広島の移りゆく風景



第1回 相生橋



現在の相生橋

明治11年、地元の富豪らの出資で猿楽町（紙屋町）と、慈仙寺鼻（平和公園北端）をつなぎ、鍛冶屋町（本川町）を結ぶ、「くの字」の木橋として架けられたのが始まりでした。現在の位置より、すこし南に寄った位置に架けられました。通行料を取ったので「銭取り橋」と当時は呼ばれたそうです。その後、昭和7年、路面電車線路建設に合わせ、線路と共用にするため、直線型の橋として現在位置に架け替えられましたが、昭和9年になって慈仙寺鼻への分岐橋を追加し、現在のような「T字型」の三叉橋に改築されました。

その、識別しやすい形から、第二次大戦末期、アメリカ軍による原爆投下の目標点にされたことは、よく知られた話です。原爆投下にもよく耐えて、完全崩壊はせず、戦後修復され使用されました。昭和58年、老朽化による架け替えをされ、現在に至っています。大正4年に建築された産業奨励館とこの相生橋は、広島の実験的建造物だったそうですので、この写真は広島市民の自慢だったかもしれません。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高3億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額3億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありませぬ。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2025年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

広島支店/広島県広島市中区紙屋町1-2-27(大同生命広島ビル4F)
TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社

広島支店/広島県広島市中区基町12-6(AIG広島ビル)
TEL 082-535-6010

F-2025-0003 (2025年11月4日)
25-073022 2025-11

広島西税務署からのお知らせ

国税に関するご質問・ご相談は、ご自宅等からお電話で対応可能です。
(ご自身のスマートフォンからも、広島国税局電話相談センターへお電話できます。)

STEP1 まずは**税務署**に**電話** (広島西税務署 082-234-3110)

STEP2 音声案内に従って **1** を選択

STEP3 電話相談センターへつながります

引続き音声案内に従って、相談内容の番号(①～⑥のいずれか)を選択してください。

広島国税局電話相談センターの職員がお答えします。

★ 相談内容の番号は、音声案内の途中でも選択できます。



※ 電話相談センターへの通話料金は、おかけになった税務署までの料金です。

広島市役所からのお知らせ

◎法人市民税について

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮等がある法人に課されるもので、資本金等の額と従業者数に応じて事業所等が所在する区ごとに課される均等割と、国税である法人税の税額に応じて課される法人税割とがあります。なお、法人税割の税率については、事業年度の開始日により、次のとおりとなります。

	事業年度の開始日	
	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの事業年度分	令和元年10月1日以後の事業年度分
中小法人*	9.7%	6.0%
上記以外の法人	12.1%	8.4%

※中小法人とは、資本金又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額(分割前)又は個別帰属法人税額(分割前)が年240万円以下の法人のことを指します。

◎事業所税について

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるため、市内に所在する事業所等が行う事業に対して課されるもので、事業所床面積に応じて課される資産割と、従業者給与総額に応じて課される従業者割があります。

※ 詳しくは、コチラから→



◎個人市民税・県民税・森林環境税について

- ・給与支払報告書の電子データによる提出義務の要件変更について
- ・市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)の納入書の再発行について

※ 詳しくは、コチラから→



◎電子申告・電子納付をご利用ください

法人市民税の申告書や給与支払報告書等の提出は、eLTAXを利用したインターネットによる電子申告をご利用ください。また、eLTAXからは電子納付により納税することもできます。

※ 詳しくは、コチラから→



(問合せ先)

広島市役所財政局税務部市民税課法人課税係 TEL 082-504-2093 (法人市民税・事業所税に関すること)
特別徴収係 TEL 082-504-2089 (個人市民税・県民税に関すること)

(申告書等の提出先)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所財政局税務部市民税課法人課税係、特別徴収係(本庁舎8階) ※各市税事務所・税務室でも受付します。